

※ 必ずお読みください

## お知らせ

令和6年5月15日

(2024年)

伊丹市 市民税課

平素から、税務行政をはじめ市政各般にわたり格別のご協力とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回送付しております特別徴収関係書類につきましては令和6年4月11日以降に受理した異動届出書、特別徴収義務者の名称・所在地変更届出書の内容は反映されておりません。従いまして、退職、転勤等により在職されていない方の金額を差し引いて納入していただきますよう、お願いいたします。上記の期日以降から6月10日までに受理した異動届出書の内容につきましては、6月下旬に送付する税額変更通知書に反映いたします。

また、従業員の方が個別に提出された確定申告書等の内容につきましては、期限内申告であっても今回送付した税額決定通知書に反映されていない場合があります。随時、確定申告書等の内容を反映した税額変更通知書を送付いたしますのでご周知くださいますようお願いいたします。

なお、年間を通じた月毎の事務処理としまして、毎月10日までに受理した異動届出書、特別徴収への切替申請書、及び課税資料等を反映させた税額変更通知書等をその月の下旬に送付する予定です。

特別徴収税額の納入については『地方税共通納税システム』をご利用いただくとインターネット上で納入処理が完了し、大変便利です。

利用方法等、詳しくはこちらのQRコードを読み取ってご確認ください。



特別徴収関係書類につきまして、ご質問等がございましたら下記までお問い合わせください。

お問合せ先

【課税に関すること】

伊丹市 市民税課 TEL: 072-784-8022 (直通) FAX: 072-784-8029

【納入に関すること】

伊丹市 徴収課 TEL: 072-784-8025 (直通) FAX: 072-780-2453

個人市県民税の定額減税について裏面をご確認ください。

# 個人市県民税の定額減税について

令和6年度の税制改正において、令和6年度個人市県民税の定額減税が実施されることになりました。個人市県民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

可能な範囲で従業員の皆様に周知いただきますよう、お願いいたします。

## 定額減税の対象者

令和6年度の個人市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

なお、以下に該当する方は定額減税が適用されません。

- ・令和6年度の個人市県民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方
- ・個人市県民税均等割のみ課税となる方
- ・個人市県民税が非課税の方

## 個人市県民税の定額減税額

納税義務者本人、控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

例：納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養の子ども2人の場合の定額減税額

納税義務者本人（1万円）＋控除対象配偶者（1万円）＋扶養の子ども2人（2万円）＝4万円

\*定額減税額が個人市県民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

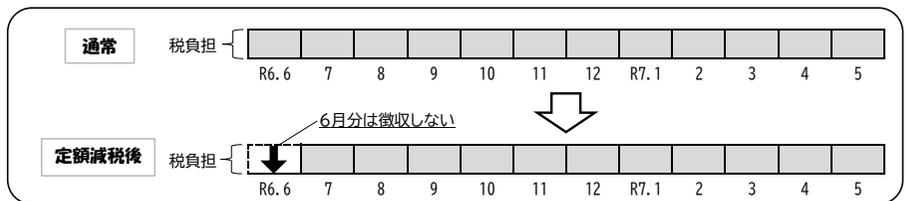
\*定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

\*扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。令和6年1月2日以後に出生した扶養親族については個人市県民税の定額減税の対象となりません。

\*控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人市県民税において1万円の定額減税が行われます。

## 給与所得に係る特別徴収における定額減税の実施方法

令和6年6月に支払われる給与からの徴収を行わず、定額減税後の税額を令和6年7月～令和7年5月までの11回に分けて徴収していただくことになります。（定額減税の適用により、個人市県民税均等割のみ課税となった方は7月に支払われる給与で、森林環境税と併せて全額徴収となります。）



※定額減税が適用されない方は、通常どおり令和6年6月分～令和7年5月分までの12回に分けて徴収していただくことになります。（個人市県民税均等割のみ課税となる方は6月に支払われる給与で、森林環境税と併せて全額徴収となります。）

## その他

- ・定額減税額については、特別徴収税額通知書（納税義務者用）の摘要欄に記載しています。
- ・定額減税は、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。なお、減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。
- ・ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額です。
- ・扶養調査等により定額減税額が減少し所得割額が増加した場合は追加課税となり、定額減税額が増加し所得割額が減少した場合は残りの納期における税額を変更します。